

エコの すすめ

小さなことからコツコツと！環境に配慮した行動の積み重ねが地球や家庭の「エコ」につながります。

「エコ」って…？

元々は「エコロジー」からきている和製英語です。エコロジーには生態学という意味があり、そこから「生態・環境に配慮した行動・活動」を行う際に使われるようになりました。



お風呂でのエコな過ごし方

暑い日が多くなりました。入浴やシャワーの機会が増えると思います。今回は、お風呂で過ごす際のエコアイデアを紹介します。

その1 入浴は間隔をあげずに

前の人が入ってから間をあげずに入ると、沸かし直したり給湯したりするための燃料代が節約できます。

※年間の二酸化炭素削減量 102.8kg

その2 シャワーは不必要に流したままにしない

こまめに止めることにより、水道代と燃料代の節約になります。

※年間の二酸化炭素削減量 35.9kg

エコすけの 「一日一エコ」

浴槽にふたをしましょう

ふたをしないと、浴槽のお湯からどんどん熱が逃げてしまいます。

家族が続けて入浴しないときには、必ずふたをするよう心がけましょう。



問い合わせ先／役場環境生活課環境係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 4 (課直通)

美留和 処理場 水質検査結果のお知らせ

地下水の水質検査結果

美留和一般廃棄物処理場では、有害項目の水質検査(第1回目)を実施したので、結果をお知らせします。

検査結果は法定基準値以内であり、異常はありませんでした。水質検査は年2回実施します。次回も検査終了後、広報紙でお知らせします。



問い合わせ先
役場環境生活課環境係
☎ 4 8 2 - 2 9 3 4 (課直通)

検査項目	単位	水質基準値	測定結果	備考
1 アルキル水銀	mg/L	検出されないこと	不検出	重金属類など
2 総水銀	mg/L	0.0005以下	0.0005未満	
3 カドミウム	mg/L	0.01以下	0.003未満	
4 鉛	mg/L	0.01以下	0.001未満	
5 六価クロム	mg/L	0.05以下	0.005未満	
6 ヒ素	mg/L	0.01以下	0.002未満	
7 全シアン	mg/L	検出されないこと	不検出	
8 セレン	mg/L	0.01以下	0.001未満	
9 トリクロロエチレン	mg/L	0.03以下	0.003未満	揮発性有機化合物
10 テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	0.001未満	
11 ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	0.002未満	
12 四塩化炭素	mg/L	0.002以下	0.0002未満	
13 1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	0.0004未満	
14 1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下	0.01未満	
15 シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	0.004未満	
16 1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	0.001未満	
17 1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	0.0006未満	
18 1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002以下	0.0002未満	
19 ベンゼン	mg/L	0.01以下	0.001未満	
20 1,4-ジオキサン	mg/L	0.05以下	0.005未満	
21 塩化ビニルモノマー	mg/L	0.002以下	0.0002未満	
22 ポリ塩化ビフェニル	mg/L	検出されないこと	不検出	
23 チウラム	mg/L	0.006以下	0.0006未満	
24 シマジン	mg/L	0.003以下	0.0003未満	
25 チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	0.002未満	
26 ダイオキシン類	pg-TEQ	1以下	0.072	

ご存じですか？ 児童扶養手当 特別児童扶養手当

児童扶養手当

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童を養育している家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るために手当を支給する制度です。

受給資格者(手当を受ける資格のある方)

次の条件に当てはまる18歳到達後の最初の3月31日までの児童を扶養している父(母)や、父(母)に代わってその児童を養育している方に支給されます。児童が心身に中程度以上の障がいがある場合は、20歳未満まで手当が受けられます。

- ①父母が離婚した後、父(母)と生計を同じくしていない児童
- ②父(母)が死亡した児童
- ③父(母)が一定の障がいの状態にある児童
- ④父(母)の生死が明らかでない児童
- ⑤父(母)から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥父(母)が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑦母が婚姻によらないで生まれた児童
- ⑧父(母)が裁判所からDV保護命令を受けた児童

手当の金額(月額)

- ▶ 児童1人の場合
全額支給/42,000円・一部支給/41,990~9,910円
- ▶ 児童2人以上の加算額
2人目/5,000円・3人目以降1人につき3,000円

特別児童扶養手当

身体や精神に障がいのある満20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図るための制度です。

身体や精神に障がい(1級・2級)のある児童の父、もしくは母、または父母に代わって児童を養育している方に手当が支給されます。



手当を受ける手続き

住所地の市町村で認定請求(関係書類を添付)の手続きをして、知事の認定を受けることにより支給されます。ただし、前年の所得が一定額以上の場合、その年度(8月~翌年7月まで)は、手当の全部または一部が支給停止されます。また、対象児童が福祉施設に入所しているときなどは、手当が受けられない場合があります。

※障害基礎年金に限り、子の加給と児童扶養手当を選択できる場合があります。

所得制限限度額

所得制限限度額は次のとおりとなります。(年によって変わる場合もあります)

扶養親族などの数	本人		孤児などの養育者、配偶者、扶養義務者の所得制限限度額
	全部支給の所得制限限度額	一部支給の所得制限限度額	
0人	19万円	192万円	236万円
1人	57	230	274
2人	95	268	312
3人	133	306	350
4人	171	344	388
5人	209	382	426

- 1 受給資格者の収入から給与所得控除などを控除し、養育費の8割相当額を加算した所得額と上記の額を比較して、全部支給、一部支給、支給停止のいずれかに決定されます。
- 2 所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族または特定扶養親族がある場合は、上記の額に次の額を加算。
(1)本人の場合
①老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき10万円
②特定扶養親族1人につき15万円
(2)孤児などの養育者、配偶者および扶養義務者の場合は、老人扶養親族1人につき6万円
- 3 扶養親族等が6人以上の場合には、1人につき38万円(扶養親族などが2の場合にはそれぞれ加算)を加算した額

現況届を忘れずに!!

児童扶養手当を受けている方は8月3日(月)~31日(月)の間に現況届、特別児童扶養手当を受けている方は8月11日(火)~9月10日(木)の間に所得状況届を提出し、支給要件の審査を受けます。

この届を提出しなければ、8月以降の手当は受けられません。

問い合わせ先 児童扶養手当について/役場福祉こども課児童福祉係 ☎ 4 8 2 - 2 9 2 1 (課直通)
特別児童扶養手当について/役場福祉こども課社会福祉係 ☎ 4 8 2 - 2 9 2 1 (課直通)